（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令等の一部改正）

第十九条　次に掲げる省令の規定中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

一　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）第一条第四号

二　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第一条の二第三項

三　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）第二十三条第一項第一号

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第二十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二及び第三十四条の三十六中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第五十七条第三項中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第六十五条第二項中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第二十一条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十条第一項中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第二百六十五条中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十項」に改める。

第二百八十一条中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第二十二条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第八条の二第十四項」を「第八条の二第十二項」に改める。

第四十四条第十項中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二十三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）」を「同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中介護保険法施行規則第二十八条の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条第二項、第六十三条、第七十三条、第七十六条第一項第二号及び第三号並びに第八十二条の改正規定、同令第八十三条第一項及び第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第八十三条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第八十三条の二の次に二条を加える改正規定、同令第八十三条の四第二号、第八十三条の五第一号及び第四号、第八十三条の六第二項、第四項及び第十項、第八十三条の九第一号、第九十二条並びに第九十五条第二号及び第三号の改正規定、同令第九十七条第一項及び第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九十七条の二の二を第九十七条の二の四とする改正規定、同令第九十七条の二第一項第二号及び第三項の改正規定、同条を同令第九十七条の二の三とする改正規定、同令第九十七条の次に二条を加える改正規定、同令第九十七条の三第一号の改正規定、同令第百四十条の六十三の次に六条を加える改正規定（第百四十条の六十三の二第四項に係る部分に限る。）、同令第百七十二条の改正規定、同令第百七十二条の二の表の改正規定並びに同令様式第一号の二を様式第一号の二の二とし、様式第一号の次に一様式を加える改正規定、第三条の規定並びに第六条中介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第七条第二号の改正規定　平成二十七年八月一日

二　第八条の規定　平成二十七年十月一日

（要介護更新認定等に係る有効期間に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第三十八条第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第二項の規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）第五条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）（同項第一号ハに掲げる事業を除く。）が全域実施（次条第二号イ又はロに規定する場合でない状態をいう。以下同じ。）された市町村における要介護更新認定及び要支援更新認定（以下「要介護更新認定等」という。）について適用し、全域実施されるまでの間の要介護更新認定等については、なお従前の例による。

（医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者及び日）

第三条　医療介護総合確保推進法附則第十一条の厚生労働省令で定める者は次の各号に掲げる者とし、同条の厚生労働省令で定める日は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一　平成二十七年三月三十一日（医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあっては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日）において要支援認定（介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を受けていた被保険者（介護保険法第九条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）　当該要支援認定の有効期間（介護保険法第三十三条に規定する有効期間をいう。以下同じ。）の末日又は平成三十年三月三十一日のいずれか早い日

二　その他イ又はロに掲げる者　それぞれイ又はロに掲げる日

イ　市町村が、当該市町村における一部の区域において介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めて平成二十九年三月三十一日までの間において当該区域を定める場合であって、当該区域に住所を有する被保険者　当該被保険者の住所が当該区域に該当しなくなった日（当該該当しなくなった日において要支援認定を受けていた被保険者にあっては、当該要支援認定の有効期間の末日又は平成三十年三月三十一日のいずれか早い日）

ロ　平成二十七年度（医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合にあっては、同項に規定する特定市町村の同項の条例で定める日（平成二十九年三月三十一日と定める場合を除く。）の次の日が属する年度）において要介護認定を受けた被保険者のうち特に必要がある被保険者に対して、平成二十九年三月三十一日までの間において介護予防通所介護及び介護予防訪問介護を引き続き受ける必要がある旨を市町村が定めた場合であって当該市町村に住所を有する当該必要がある被保険者　平成二十九年三月三十一日までの間において当該市町村が定める日（当該市町村が定める日において要支援認定を受けていた当該市町村に住所を有する当該必要がある被保険者にあっては、当該要支援認定の有効期間の末日又は平成三十年三月三十一日のいずれか早い日）